

厚岸町規則第40号

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月14日

厚岸町長 三浦 史宏

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則（平成15年厚岸町規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「若 狹 靖」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。